

# 連合北海道が室蘭工業大学で3年連続ワークルール寄付講座

3年目となった今回は、「はたくことにつまづかないワークルール講座」と題して連合北海道の齊藤勉副事務局がメイン講義をおこないました。

その後、JICA 職員の野吾奈穂子さんが自作のSDGs ソングを歌いながら国連の持続可能な開発目標であるSDGsについて解説しました。

また、青年海外協力隊に室蘭工業大学より44名が参加した実績もあることから、協力隊OGであり

現在 JICA 職員の細川知世さんが、ボリビアでの自分の経験も入れながら取り組みについて紹介しました。

最後に、地元の労働相談窓口でもある室蘭地区連合の浦野稔事務局長が「気軽に相談してください。」と締めくくり、講座を終了しました。



左から浦野事務局長・松本教授・齊藤副事務局・野吾さん・細川さん

## <学生の感想> (一部修正)

学生からも例年大好評で、「面白かった」、「話術がたくみ」、「ためになった」、「手品を教えて」、「就職について考える良いきっかけ」等々の感想が寄せられました。後日とりまとめ連合の若者雇用対策等に活用する予定です。

## <学生から質問> (一部修正)

1. 塾のバイトで往復のバス代は出ますが、帰りの時間にバスがありません。バイトが終わったらすぐ帰りたいのです。こんなとき、どうすればいいのですか？自力で帰ろうとするとタクシーになってしまいます。
2. 室蘭では最低賃金以上払ってくれるバイトが少ないのです。どうすれば高い賃金で働けますか？
3. (長い) 休みがほしいといえば、休みは絶対とれますか？
4. アルバイトをしていて、ミスが多かったりして「明日から来なくていい」などといわれバイトを強制的に止めさせられることは実際あるのですか？それは違法ですか？
5. 大学・大学院卒の生涯賃金の差はありますか？
6. コンビニバイトを考えているのですが、時間がなかなかありません。相談しだいでバイトの時間は変えることが出来るのでしょうか？
7. バイトを勝手に辞めると何らかの罪に問われる可能性がありますか？
8. バイトをして私自身に収入が増えると(給付と第一種)奨学金付与の対象から外れてしまいますか？



## ブラックバイトから身を守れ

# 労働者の権利 室工大で講座

連合北海道

連合北海道の齊藤勉副事務局長が9日、室蘭市水元町の室蘭工業大学（空閑良壽学長）でブラックバイトやブラック企業から身を守るワークショップ講座を開いた。約200人の学生は、労働基準法で定められた労働者の権利について理解を深めた。

同大工学研究科の松本ますみ教授の授業を選択している学生が対象。齊藤副事務局長は「コンビニでアルバイトをしているがノルマを課せられ、恵方巻きを自分で買うよう迫られた。ど

うしたらいいか」アルバイトを辞めたいが、後任を見つけないまま辞めるなど言われた」と具体例をクイズ形式で出題。「ノルマは本来の業務ではないので従うことはない」「労働者はどんな理由でも辞めることができます」と説明すると学生は熱心にメモを取っていた。

このほか就活に関し、齊藤副事務局長は「就職のキーワードは『自分の目で確かめ、自分で決める』こと。仕事に関し相談したいことがあれば、連合に相談してください」と呼び掛けた。

その後、JICA北海道の野吾菜穂子課長補佐が自作の歌で、SDGs（持続可能な開発目標）を紹介した。（北川誠）



クイズを通してワークショップの講義を行う齊藤副事務局長